

本人確認書類一覧

Aの書類・Bの書類の両方とも有効期限内の書類に限ります。

Aの書類(官公署発行の顔写真付きの証明書)

個人番号カード(マイナンバーカード)、住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード(当該在留カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。)、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書

Bの書類(氏名に加えて、住所又は生年月日が記載されている書類)

生活保護受給者証、健康保険の資格確認書(資格情報のお知らせは不可)、健康保険の被保険者証(令和7年12月2日からは本人確認書類として使用できません)、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書、個人番号カード(顔写真がないもの)、在留カード(顔写真がないもの)、特別永住者証明書(顔写真がないもの)、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、児童扶養手当証書、出生証明書、出生届出済証明書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、顔写真証明書、★公共料金(電気、ガス、水道)の領収書(※2)、★税金や社会保険の領収書(※2) 等

- ※1 手順によって、必要な書類の区分と点数が変わりますので、詳細は希望する手順に関するホームページ等でご確認ください。
- ※2 発行日または領収印の日付が手続きを行う日から3か月以内のものに限ります。★マーク2点で個人番号カードの交付を受けることはできません。
- ※3 その他の書類をお持ちの方は、お手数ですが、書類の区分について事前に担当までご確認ください。